

会 議 録

1. 会議の名称 【高齢者保健福祉推進委員会専門部会】
 地域包括支援センター運営部会
2. 開催日時 令和2年7月1日（水） 13時30分～15時30分
3. 開催場所 熊取ふれあいセンター1階 健康づくり室
4. 議題 案件①令和2年度熊取町地域包括支援センター運営基本方針
 について

 案件②令和元年度の事業報告・収支決算報告について

 案件③令和2年度 of 事業計画・収支予算計画について

 案件④地域包括支援センターの事業評価（案）について

 案件⑤指定介護予防支援の一部を委託する指定居宅介護支援
 事業所について

 案件⑥その他
5. 公開・非公開の別 公開
6. 傍聴者数 0人
7. 審議等の概要

 案件①令和2年度熊取町地域包括支援センター運営基本方針について
 ○「事務局」説明
 ○審議結果
 ・令和元年度第2回地域包括支援運営部会（書面開催）で承認済み。
 ・大きな変更点及び地域共生社会について改めて説明を行い、本基本方針により事業
 が実施されていることの報告を行った。
 ・質疑・意見なし

 案件②令和元年度の事業報告・収支決算報告について
 ○「地域包括支援センターやさか」説明
 ○審議結果
 ・委員全員の拍手をもって、令和元年度の包括の運営についておおむね良好とい
 うことで承認を受けた。

- ・以下のとおり、質疑、意見があり、指摘事項については、今後検討していくこととなった。
 - ・相談内容について、生活上の相談が28%というのはどんなものがあったか？
 - 介護保険以外でどんなサービスがあるか、インフォーマルサービスも含め、食事で困っているから助けてくれるものないかというものや、届いた書類の内容が分からないということで、書類の名前を聞き、その内容を説明したりなど。
 - ・深刻な家庭の問題が多いということはないか？
 - もちろん、深刻な部分での相談になると、個別でどんどん深めて関わってはいくが、基本的には引越しの際し、家賃が厳しいということで府営住宅の申し込みや町営住宅を案内したりなど、深刻なケースというのはかなり少ない。各区分に属さない複合的な例えば住まいの問題であったり、経済的なもの、他制度がミックスしたものについては、必然に複雑な案件になる。
 - ・複雑化したり、複合化した生活問題はこれから増えてくると考えられるか？
 - そういう傾向は出ている。
 - ・地域ケア会議は回数が8回となっているが、月に2回のペースで年間に24回というのは難しいか？
 - 年間に24回というのは難しい。困難ケースや個別事例で地域ケア会議を必要とするケースもあり、今企画を立てている分もあるが、そこまで深く会議が必要となるケースや困難ケースも今年度入ってからは減っている。今のところ、個別で困難だから地域の方の協力を仰ごうかというような地域ケア会議の開催は現状少なくなってきた。
 - ・多くの回数を開かないと、地域課題というのは見えてこない。地域課題を明確化するために地域ケア会議の回数を増やすのは必然的なことだと思うので、努力する方向で考えていただきたい。

案件③令和2年度の事業計画・収支予算計画について

- 「地域包括支援センターやさか」説明
- 審議結果
 - ・予算書に関して、指摘事項があったため、部会長と町と地域包括支援センターで確認を行った後、高齢者保健福祉推進委員会に諮ることとなった。

案件④地域包括支援センターの事業評価（案）について

- 「事務局」説明
- 審議結果
 - ・以下のとおり、質疑、意見があり、指摘事項を受け、評価案を修正の上再度提示することとなった。
 - ・評価の着眼点の内容は、ケアマネジャーが見るとよく分かる。日頃、包括と関わっているし、ケアプランを提出したときにこういうところに留意してプランを作ってくださいというようなやりとりをさせてもらっているので分かるが、それをケアマネジャー以外の方が判断できるものなのか？例えば、公平性・中立性が確保されているか介護予防ケアマネジメントを委託する際と

というのが、ケアマネジャー以外の者がどう判断するのか？

→評価の着眼点は、町としてこういう風にあってほしいという目標的なものを入れている。しかし、ここは公平性とかというところを運営部会で確認していただくには、包括の評価の根拠というところをしっかりと書いていただいて、それを以て運営部会の方でも評価いただきたいと事務局としては思っている。

- ・評価の着眼点を全面的に見直しをして、事業報告を開けば評価ができるという着眼点を作してほしい。

案件⑤指定介護予防支援の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について

○「地域包括支援センターやさか」説明

○審議結果

- ・60番の事業所が停止処分中であるため、それを除いた事業所について、委員全員により承認された。

案件⑥その他

○特に無し

8. 審議会の情報	名称	【高齢者保健福祉推進委員会専門部会】 地域包括支援センター運営部会
	根拠法令等	高齢者保健福祉推進委員会規則 地域包括支援センター運営部会設置要綱
	設置期間	平成28年7月4日～
	所掌事項	地域包括支援センターの適切な運営、公正中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営に関する事務。
	委員数	10名以内
9. 担当課	介護保険課	